

令和8年度歴史的建築物の保存活用に係る担い手育成業務 に関する受託候補者募集要項

標記の業務の委託に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度歴史的建築物の保存活用に係る担い手育成業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度歴史的建築物の保存活用に係る担い手育成業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに

(3) 業務の期間

契約の日の翌日から令和9年3月15日まで

(4) 委託費用の上限

金9,500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 上記金額には、委託業務の実施に係る全ての費用(仕様書において本市が負担すると明記している費用を除く。)を含む。

2 参加資格

本業務に関する履行能力を判断するため、以下の事項を満たしていることを参加の要件とします。

(1) 次のいずれかに該当すること

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者

イ 次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと

(イ) 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること

(ロ) 消費税又は法人税及び消費税の未納がないこと

(ハ) 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと

(ニ) 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと

(ホ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(2) 募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者であること

(3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと

(4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は

第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと

- (5) 過去に本業務と同種又は類似の業務(以下「同種・類似業務」という。)について受託実績があること。ただし、国又は地方公共団体その他公的機関の発注業務で、平成28年度以降に業務を完了したものに限る。

【同種・類似業務】

同種業務:歴史的建築物(複数)の保存活用手法や事例を紹介・解説する業務又はこれに類する業務

類似業務:建築基準法上の既存不適格建築物に関する調査・検討業務、歴史的建築物(単独)の保存活用手法や事例を紹介・解説する業務又はこれに類する業務

3 応募手続等

(1) 募集期間

令和8年5月18日(月)～令和8年6月5日(金)

(2) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者(以下「受託希望者」という。)は、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書(第1号様式) 1部

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は、参加申込書と併せ、自己を証明する書類として次の書類(ア)～(イ)については原本(コピー不可)とし、申込日から3か月以内に発行されたものを各1部提出すること

(ア) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本)(法人の場合)又は印鑑登録証明書(個人の場合)

(イ) 本要項2(1)イ(ウ)、(エ)を証明する納税証明書

※ (エ)については、法人にあっては京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ、人にあっては京都市内に住民票がある場合又は固定資産を所有する場合のみ

(ウ) 本要項2(1)イ(カ)に関する誓約書

(エ) 水道料金・下水道使用料の納付状況に関する調査同意書

※ 京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者の場合のみ

(カ) 登録を受けている事業の登録証明書

※ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合のみ

イ 提案書(第2号様式～第4号様式) 7部

次の事項について記載してください。

(ア) 業務実績調書/配置技術者調書(第2号様式)

業務実績調書には、平成28年度以降に完了した同種・類似業務の実績を記載してください。ただし、国又は地方公共団体その他公的機関の発注業務に限ります。

配置技術者調書には、本業務において配置する統括責任者及び主任担当者の保有資格、

同種・類似業務実績並びに手持ち業務(委託期間内の予定も含みます。)の状況について記載してください。

また、記載した業務実績について、これを証明するものとして、契約書の写し及び仕様書等の業務内容がわかる資料、その他これらに類する資料を添付してください。

(イ) 業務に関する提案調書(第3号様式)

仕様書の内容を踏まえ、以下①～④について、提案をしてください。ただし、①～④の提案書の枚数は、それぞれA4サイズで1～3ページ程度、合計で最大10ページ以内とします。なお、提出者の社名は記載しないでください。

① 業務全体の実施方針及び実施体制、業務工程

本業務を効果的・効率的に実施するための方針及び体制、業務工程について、具体的に提案してください。

② 編集会議の開催・運営に係る実施手法

本市が設置する法適用除外制度経験職員で構成する編集会議の開催・運営方針について、その理由と合わせて具体的に提案してください。

③ 「歴史的建築物活用手引書(仮称)」の編集手法

仕様書3(1)の歴史的建築物の保存活用手法として建築基準法上の各種制度を活用する手法や事例を取りまとめた「歴史的建築物活用手引書(仮称)」(以下、「手引書」という。)について、制度を普及させ、担い手となる設計者を掘り起こし、積極的に活用を促していくものとするための編集方針について、その理由と合わせて具体的に提案してください。

④ 制度及び手引書の効果的発信手法

仕様書3(2)の制度を普及させ、担い手となる設計者を掘り起こし、積極的に活用を促していくため、効果的な情報発信について、その理由と合わせて具体的に提案してください。

(ウ) 見積書(第4号様式)

本業務の受託見積金額を記載してください。

また、積算内訳のわかる見積書(様式自由)を添付してください。

(3) 提出期限

令和8年6月5日(金)午後5時必着

(4) 提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。また、郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認してください。

(5) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和8年5月27日(水)午後5時まで(必着)、担当部局宛てに電子メール又は郵送により、質疑書(様式自由)を提出してください。また、電子メールによる場合は、受信を必ず電話で確認してください。

イ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答については、令和8年5月29日(金)午後5時までに京都市都市計画局建築指導部建築指導課のホームページに掲載します。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

(6) 担当部局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎2階 都市計画局建築指導部建築指導課(担当:向井、田中)
電話:(075)222-3620
電子メールアドレス:kenchiku-shidou@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定

「京都市都市計画局建築指導部業務受託候補者選定要綱」に基づき、(1)に掲げる受託候補者選定委員会(以下、「委員会」という。)を置き、提出された提案書に基づき、受託希望者の事業履行能力を審査し、受託候補者を選定します。

(1) 委員会の構成員

委員長	都市計画局建築指導部長
構成員	都市計画局建築指導部建築指導課長
	都市計画局建築指導部建築指導担当課長
	都市計画局建築指導部建築審査課長
	都市計画局都市企画部都市総務課長

(2) 選定方法

ア 委員会の各委員が、下記(3)に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定します。このうち第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定します。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定します。

イ 参加資格者が1者であった場合も、受託候補者として選定するかについて審査を行います。

ウ 第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、受託候補者として選定しません。

エ このほか、本業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがあります。なお、これらの場合においては、次点の者(ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限ります。)を受託候補者として選定することとします。

※なお、当該審査及び評価に当たり、全ての受託希望者に対しヒアリングを実施することがあります。当該ヒアリングを実施する場合は、別途通知します。

(3) 評価項目及び評価事項

評価項目		評価事項	配点
業務実績	提案事業者の同種・類似業務実績	過去10年以内の業務実績 A(6点):同種2件以上 B(3点):同種1件以上 C(0点):類似1件以上	6
	統括責任者の同種・類似業務実績	過去10年以内の業務実績 A(6点):同種1件以上 B(3点):類似1件以上 C(0点):実績なし	6
	主任担当者の同種・類似業務実績	過去10年以内の業務実績 A(6点):同種1件以上 B(3点):類似1件以上 C(0点):実績なし	6
業務提案	①業務全体の実施方針及び体制、業務工程	業務全体の実施方針 ・本市施策や業務全体に対する理解度、実施方針の妥当性、実現可能性等について5段階で評価する。	8
		業務全体の実施体制 ・手持ち業務の状況や、適切な人員配置、組織的に業務を遂行できる体制(本市との連絡体制、組織的な遂行体制等)が構築できているかを5段階で評価する。	8
		業務全体の実施工程 ・調査や検討結果を業務に適切かつ効果的に反映できるプロセスとなっているか、無理のない現実的なスケジュールとなっているか、本市や関係者との協議・調整期間を見込んでいるか等を5段階で評価する。	4

	②編集会議の開催・運営に係る実施手法	・編集会議の開催方法、会議における検討プロセス等について5段階で評価する。	8
	③「歴史的建築物活用手引書(仮称)」の編集手法	・編集手法や方針に対する業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実現可能性等について5段階で評価する。	24
	④制度及び手引書の効果的発信手法	・効果的な情報発信に対する業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実現可能性等について5段階で評価する。	16
	本店等の所在地	京都市域内に本店又は支店を有しているか。	4
	見積金額	受託見積金額に応じて配点を行う。	10

(4) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年6月10日(水)までに、全ての受託希望者に対し書面により通知します。

(5) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果(参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由がわかる情報)を公表します。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結します。契約事項は、京都市入札情報館に掲載している標準契約書とします。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者(ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限り)と契約を締結することとします。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本要項2に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消します。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とします。

- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めません。
- オ 提出書類については、受託希望者に無断で、本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用しません。
- カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めません。
- キ 参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出してください。
- ク 本プロポーザルにおいて本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。
- ケ 次のいずれかに該当する場合は無効とします。
 - (ア) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合
 - (イ) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合
- (3) 失格事項について
 - 次のいずれかに該当する場合は失格とします。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがあります。
- ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合
- イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合